

平成26年度第2回熊本県行政文書等管理委員会(H26.12.18)議事録

発言者	内 容
事務局	開会宣言
渡邊会長	会長挨拶
議題(1) 行政文書の廃棄に関する意見の聴取について	
渡邊会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が9つ準備されているようです。 まず、議題の(1)「行政文書の廃棄に関する意見聴取」については、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議次第により概要を説明。 引き続き、資料1-1、資料1-2、資料1-3により議題1について説明。</p>
渡邊会長	<p>ただ今、事務局から「行政文書の廃棄に関する意見の聴取」について説明がありました。 今回は、平成25年5月31日までに保存期間が満了した行政文書ファイルと有識者の確認が未了であったものが対象であり、廃棄対象ファイル数は2,990冊と328冊の合計3,318冊との説明でした。 また、パブリックコメントによる県民からの意見の提出はなく、九州大学三輪教授を中心としたチームによる意見を整理したうえで、資料1-3に廃棄相当であるか否かがまとめられているとのこと。</p>
渡邊会長	未確認で確認された冊数は328冊ですか。
事務局	<p>はい。1回目が425冊で、もう一つのブロックが328冊となり、7百数十冊について三輪教授が確認され、三輪教授が廃棄相当でないと言われたのが、425冊のうち174冊、328冊のうち93冊という状況です。</p>
渡邊会長	<p>資料1-2が有識者意見チェック表ですが、いかがでしょうか。事前にお目通しいただいていると思いますので、それでは、この一覧にある行政文書ファイルのうち、有識者の意見が「廃棄相当」及び「現物確認」とされたものについては、委員会の意見を「歴史公文書に該当しない」とし、県が廃棄することに御異議はないでしょうか。</p>
委員一同	(同意の声あり)

渡邊会長	<p>それでは、そのように取り扱ってください。事務局は、誤廃棄が生じないよう、十分注意して廃棄してください。</p>
金子委員	<p>廃棄対象行政文書ファイルの廃棄に関しては決定どおりでいいと思いますが、他の件についての疑問を少し挟んでよろしいでしょうか。 何年分も溜まっていた昨年度と違って、今年は2,990冊とえらく数が減りましたね。</p>
事務局	<p>1点補足の説明が漏れておりました。今回の26年度第1回ということで諮問しております2,990冊は、平成25年度までに、つまり昨年度までに保存期間が満了したもので、まだ各所属で廃棄に上げるか、移管に回すか決めかねていた状態のもので、積み残し分ということでございます。 最初に説明するなかの今後のスケジュールの右下のところに現在作業中のスケジュールを示しておりますが、こちらが平成26年度に保存期間が満了する行政文書ファイルでございます。こちらが、5万冊がファイルありまして、これをファイルの整理を行い、パブリックコメントにかける作業をこれから行う予定です。</p>
渡邊会長	<p>その、3万以上の行政文書ファイルは、平成26年度の第3回行政文書管理委員会にかけられないですか。</p>
事務局	<p>平成27年3月の行政文書管理等委員会におかけするように現在準備を進めております。有識者にも1月から2月にかけて5万冊の行政文書ファイルの確認と現物確認を要する行政文書ファイルのピックアップ、ピックアップされたものを集めて現物確認をするという、ちょっとタイトなスケジュールになりますが、この作業を実施することで現在準備を行っているという状況でございます。</p>
金子委員	<p>それで思ったのですが、去年17,449冊の簿冊を見て、だいたいシリーズで見るとこれは去年廃棄と認定されているというようなシリーズがあると思います。それに関しては、現課で判断して行政文書管理等委員会に上げないというやり方はとらないのですか。</p>
事務局	<p>まだ考え方を事務局で整理したわけではないのですが、今回の資料1-2に関連すると思っております。 これまでも保留として決定されているファイルについては、今回再整理ということで、原課の意見を改めて聴くなどの調整しております。その上で、改めて基準表の改定等の作業が必要になってくるのだろうと考えております。 保留の部分がこういった絡みがあるかということで作業を進めることも可能ですが、現段階ではそれをちょっと脇に置いて、2,3千冊程度の保留分の意見の再聴取等を行う中では、原課としては廃棄を行いたい意向がかなりございまして、そのような意見がこういったものがあるのか、別に資料としてまとめられているとか、本庁で別途保存されている等のいろいろな情報の重複がある等の状況がございまして、保留イコール歴史公文書移管という状況でもないので、その整理を行ったうえで、廃棄するというように、廃棄を見直したり、検討する必要があると考えている状況です。</p>

金子委員	<p>私が申し上げたいのは、県の公文書は各部署で同じようなものがいくつもあったり、保存期間が1年や3年の軽微なものがあったりとか、そういうものも含めて毎年7万冊程度が行政文書等管理委員会に上がってくるわけです。そうではなくて、ある程度、原課判断で廃棄してもいいのではないかという判断も必要かなと思います。大きな組織であるので、そういうこともちょっと必要かなと思いました。</p> <p>ですから、そういう工夫も必要で、1から10までこの委員会に上げる、三輪先生が事前にご覧になるというのはいい方法であると思うのですが、あまりにも膨大な量ですので、少しスリム化の方法もあったほうがいいのかと思ったので、おたずねしました。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。資料2-2の原課再検討状況表の整理について、まだ結論までは出ていないような状況ではないので、今頂きました考え方も合わせて資料2-2の原課再検討状況表を整理して、改めて保存期間満了時の措置の選択肢として、検討させていただければと思います。</p>
金子委員	<p>そこには、やはり廃棄リストが必要になるのです。今回三輪教授が、廃棄保留が妥当だろうとおっしゃったほとんどが統計資料です。例えば、大豆のことにしても、各県下のいろんな収穫量とか、データを全部取りまとめたりする可能性がありますよね。そういうものが、年できちんと保存しておけばすごくいい資料になったりする、そういうことを見極めて、農業関係のこのシリーズは必ず保存していくぞとか、そういう目を持った廃棄リストを県庁全体の業務の中で、将来に残していくべきものをきちんと見る目をもった人が必要だと思います。</p> <p>今回つくづく思ったのが、量が膨大です。九州大三輪教授にお願いするばかりではなくて、県庁内である程度シリーズ毎に分ける人、見極める人がそろそろ必要ではないかと思います。そのあたりの検討をお願いできたらと思います。</p>
事務局	<p>了解しました。</p>
渡邊会長	<p>それでは、金子委員からの御意見は検討していただくということでよろしくお願ひします。それでは議題1は終わります。</p>
<p>議題(2) 廃棄保留とされた行政文書の再整理について</p>	
渡邊会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題の(2)「廃棄保留とされた行政文書の再整理について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2-1 ~ 資料2-2、フロー図により説明。</p>

渡邊会長	<p>ただ今、事務局から「廃棄保留とされた行政文書の再整理」について説明でした。今回は、原課へ再検討を求めたファイル数は2,457冊です。現在とりまとめと精査中ということで、代表的な意見として、<u>資料2-2</u>にまとめられています。</p> <p>原課の再検討意見、これを受けての有識者の再度の意見を整理し、次回3月の管理委員会において、個々の行政文書ファイルにつき、改めて廃棄相当であるか再度の意見を聴くこととしたいということでした。</p> <p>有識者への意見聴取を実施し、それを整理のうえ当委員会に聴くこととされております。有識者への意見聴取が終わっていませんので、個々の行政文書ファイルに関する当委員会の意見の整理はできませんが、この時点で委員の皆様から何か御意見・ご質問がありましたらお願いします。</p>
渡邊会長	<p>1点よろしいですか。<u>資料2-2</u>の原課再検討表の一番上の管財課のところですが、<u>「財産の増減や修正が分かる。」</u>ため廃棄を保留するというのが有識者の意見ですね。これに対して、原課の意見が「特に意見ありません」というのは、これは財産の増減や修正が分かっているということが、「そうですね」という肯定の意味で「特に意見はありません。」なのか、それとも否定の意味ですか。</p>
事務局	<p>原課へ意見の求め方としては、有識者からこういう意見が付されたということ踏まえて原課が改めて検討されていかがでしょうという風な聞き方をいたしました。フロー図の中の原課意見ということでいくつか区分を示して、原課意見を作成してもらったところもございます。フロー図の原課意見の例の一番下の部分のように、本当に保存する価値があるものについては、今指摘されたような意見が付いています。</p> <p>つまり、行政文書ファイルの情報について、このファイルしかない、このファイルしかないし、他に保存されているものがない、しかも、その資料が有用である場合、これらの文書は保存期間経過後の措置は「廃棄」となっている行政文書ファイルでありますので、保存期間満了後は廃棄することになり、廃棄としてリストに上がってくるようになります。もしそうではないというファイルについては、本当は規則別表の基準が廃棄ではなく移管にあるべきものも存在するというようになります。その場合の規則別表の基準は、〇〇に関するものを除くとか、そういう形で別表を再整理されなければならないのではないかと思います。</p> <p>そういう再整理が必要なものはどういうものがあるのかということ、所属毎に体系化していく1つの手段が今回の再整理ではないかと思っております。再整理という作業を経ての取組は、避けて通ることはできない作業なのかなと思いつつ、今からまとめていこうと考えている状況でございます。</p>
清田委員	<p>今おっしゃったのは、先ほど金子委員がご指摘なされたような、結局同じ流れということですね。</p>
事務局	<p>はい。この内容の部分について廃棄は明らかなファイルは、有識者の意見を特に経ないで廃棄できるようにするというようなことです。</p> <p>例えば会計の部分は廃棄凍結分の整理を最初に行いましたが、会計や庶務関連の部分は意見が少なかったです。この部分は行政文書ファイルのボリュームが大きいので、有識者チェックはやらない方向もありうるのではないかと、職員では意見を交わしているところではございました。</p>

金子委員	<p>会計関係は多いです。電算打ち出しの資料もいっぱいありますし、支出負担行為等、天草アーカイブズの選別においても大体会計関係はチェックしますが、保存していません。</p> <p>各部署でこの委員会の意見、有識者の意見を踏まえて、各自の部署のこういった文書が大事なのかということを引きちんと把握できる環境が大事ですね。現在行っていることについて、職員の皆さんにきちんと情報を共有してもらって、丁寧に基準等をお作りになるようにお願いします。</p>
渡邊会長	<p>研修が必要なのでしょうか。</p>
金子委員	<p>そうですね。たぶん、何気なく作成している文書も、こういう意味があったのかということで再認識される可能性もありますので。</p>
小宮委員	<p>1つお聞きしたいのですが、<u>資料2 - 2</u>ですか、意見の2ページ目のところの下から3番目、2番目ぐらいのところに広報関係のところ、これを見ていると、「内容は公表されているものであるため保存は必用ない。」「広報課から配布されているものであり、成果品が存在するため」とあるのですが、これは、公表されているというのはどこかにその資料が保存しているということじゃなくて、いっぺんどこかに公表したからそれであとは大丈夫ですという話ですか。それと、成果品が存在するというのはどこかに保存されているということなのか、我々としては一回それをパンフレットで配りました。だからどこかに保存されているだろうから大丈夫という意見なのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ、具体的に確認をしておりますけれども、この意見を踏まえて改めて確認をしてどういう主旨であったかということを確認に抑えたところで整理をしていきたいと思っています。「他に成果品がある」という部分は、当委員会においても、刊行物について御意見を頂いたところでございまして、刊行物がどういう形で保存、保管されているのか、というものも含めて総合的に検討するべき部分かなと思いつながら、我々もこの意見については、見ていたという状況です。そのことも含めて確認をしながら整理をしていきたいと考えています。</p>
小宮委員	<p>くどいようで申し訳ないのですが、<u>資料1 - 3</u>の161ページのところに広報関係があるんですね。これを拝見していると、要するに広報誌の類は全部廃棄相当みたいになっていて、それはそれで、今の説明でいうとどこかに現在保存されているというのならいいのですが、結局、どこか、いろんなところに、あそこの部局は保存しているでしょう、うちにあそこにあるだろうと思っていたらどこも保存していなかったみたいなのは一番悪いパターンなので、それはどこかで、広報誌、広報とかですね、これは成果物が出ました、どこからどこにあるでしょうみたいな感じではなくて、できればそれをどこかに保存しておいて頂きたいというお願いです。</p>
事務局	<p>わかりました。そういう観点から意見を交換するようにして参りたいと思います。</p>
渡邊会長	<p>よろしくをお願いします。他に議題2については、ございませんでしょうか。それでは、整理のうえ委員会に諮ってください。</p>

事務局	すみません。次回委員会で審議予定ということで出させていただいておりますが、たぶん2,457冊のすべてについて議論が落ち着く状態ではないかかもしれないと思っております。この保留の分については、今後の委員会の中で分割して御意見を頂くような形で整理をしていく必要があるのかなと考えています。その際は、ご理解を頂ければと思います。
渡邊会長	よろしいですか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	もし必要であればそのようにしてください。議題2はよろしいでしょうか。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>議題(3) 公安委員会、警察本部における行政文書ファイル等の移管・廃棄手続について</p> </div>	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。 議題の(3)「公安委員会、警察本部における行政文書ファイル等の移管・廃棄手続」について、県警本部から説明をお願いします。
県警本部	資料3 により説明。
渡邊会長	1月から公安委員会及び県警本部において、条例を施行するに当たって、行政文書ファイルの移管・廃棄手続についても考える必要があります。 今回は、その素案が諮られたところです。 委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
小宮委員	よろしいでしょうか。この 資料4-2 の3ページ目の中段あたりのところに、本部長事務引継ぎは1年で移管となっていて、6ページ目には、本部長を除いたものは1年で廃棄となっていますけれども、これは本部長引継ぎの方に基本的なものが入っているから下位の階級の引継は廃棄で大丈夫としている、こういう理解でよろしいですか。
県警本部	そのような理解も含まれておりますけれども、一応、知事部局の方の実施機関の長についてと事務引継ぎは横並びにしようというところで、本部長の事務引継ぎもそのように規定しております。

小宮委員	<p>あとは、公安委員会についてのいまひとつ理解していないこともあるので、お聞きしたのですが、1ページに公安委員会の総合運営に関するものがありまして、重要な決定に関しては経緯なども移管になっていますが、定例会、臨時会との文書が廃棄になっているというのは、これは大丈夫なのかなと思いました。これは特に内容として破棄しても問題はないということなののでしょうか。</p>
県警本部	<p>現時点では、先ほども意見を頂きましたけれども、定例会については会の開催情報をホームページに載せたりしておりますので、ただ、どこにも保管がないということであれば、先ほど知事部局から説明があったように移管について、その文書については、保管しておくというような判断がその後されると考えていただければと思います。</p>
小宮委員	<p>具体的な中身のことがわからないので質問したのですが、つまり、定例会というのが、公安委員会やここで行われているような話し合いで、話し合いの記録みたいなものが残されているのか、そういうことなのですか。それは、開催日くらいはホームページに掲載しているということですか。</p>
県警本部	<p>そうです。</p>
小宮委員	<p>議事録だったら、廃棄することはいかがなものかと思ったのです。</p>
県警本部	<p>資料5 - 2の最後を御覧ください。公安委員会の事務につきましては、熊本県公安委員会行政文書管理規則の最後についている別表、資料5 - 2の10ページ目ですね、公安委員会の会議録について保存期間は30年、保存期間満了時の措置は移管と規定されております。</p>
小宮委員	<p>わかりました。</p>
金子委員	<p>それぞれの組織が自らの記録を自らの手で起こしていく動きというのは、いろんな組織の中で行われています。例えば、大学アーカイブズは当たり前になりつつありますし、会社組織では資生堂とか東京の羊羹のとらやさんとか、いろんな意味でいろんなところが自分のところの記録を作りつつあります。それで、熊本県警が県警内部で作った文書を、きちんとアーキビストを育てて、なおかつ中間書庫で検討するような組織にしていくというのは画期的だと思いました。一番懸念されたのが、情報漏えいだと思うのですが、そこらへんもきちっと管理なさるようですので、素晴らしい取組かなと思います。細々したところはまだ修正があると思います。色んな表を見ましたら、重複しているところがあるのではないかなとか色んなことを見て思いましたので、そこらへんはきっと各部署において修正をかけていかれると思いました。そうすると、全国の警察のトップを切ってこの取組をやられるのだと思いますので、しっかりとアーキビストを育てていただきたいなと思います。いい取組だと思いました。</p>

県警本部	ありがとうございました。
清田委員	これを見せていただくと、アーキビストの負担というか、そこにかかってくるのだと思いました。公安委員会の委員は立派な方々ですけれども、書類を1枚ずつめくって見るというのは現実的ではないと思います。新しい職務なので、その位置づけなり、専門性なりということにかかってくるのかなと思いました。
渡邊会長	アーキビストの養成は平成27年度くらいから始められるのですか。
県警本部	熊本県にそのような募集があるということで、そこに県警を入れてもらえればということで県警は考えています。平成27年秋に養成があるということです。
益田委員	具体的にはどういうふうにして養成されるのでしょうか。
金子委員	<p>研修については、国立公文書館の研修はアーカイブズ、公文書管理研修とあります。研修は基礎的なこと、アーカイブズの取組といったことを研修します。研修は各々の事例を研修します。例えば古文書の例、学校文書の例、行政文書も市町村レベル、県レベル、いろんな例を出して研究します。研修になりますと、自分の研究に関して論文を書いたと思います。非常に深くアーキビストの職務についてどういう風に自分がやっていくのかとか、論文想定のような感じでされる研修だったと思います。研修は1週間、研修も1週間ですけれども、研修は2週間以上かけて論文まで書くので1カ月以上かかったと思います。ですから研修まで受けると、しっかりしたアーキビストになれるであろうと思います。ただ、警察の関係の文書に関しては、いままで聞いたことがありません。研修の中で出てきたのは、原子力があります。原爆のことについてもありました。ただ、県警の文書に関しては初めての例じゃないかなと思うので、よっぽど心して、自分の立ち位置をしっかりとわかるような職員を送らないと流される可能性があるかなという気がします。</p> <p>日本アーカイブズ学会というのがあります。そこではアーキビストの資格が取れるようになっています。実務が5年以上だったと思います。そういうのも資格を取るのがあります。国家資格はまだありません。学会資格であります。</p> <p>それから国文学研究資料館というところがやるアーカイブカレッジというのがあります。これは秋口に1週間程度あるのですが、アーカイブの歴史から始まって、最後に古文書の修復の仕方までを学びます。天草アーカイブズは毎年職員をどの研修にも派遣している。また、九州国立博物館が研修しています。倉庫の虫のことですとか環境管理のことなどについても研修していますので、天草アーカイブズが研修に派遣しているのは今お話しした4種類です。</p>
事務局	<p>県の取組なのですが、今ご説明のありました研修に全部派遣するのは中々難しいので一部に職員を派遣しております。後ほどご説明しますが、その他の取組で、歴史公文書を保存・保管する部門の脆弱性を感じておりますので、そちらに置く非常勤職員を専門的な知識を有する職員から選任できないかということで人員措置の要求中です。できるだけ専門性が確保できるような仕組みを検討していきたいと考えております。</p>

渡邊会長	ほかにありますか。よろしいでしょうか。 それでは、県警の方から諮られました行政文書ファイルの移管・廃棄手続きについては、当委員会としては原案のとおりよしとすることによろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それでは、そのように決定させていただきます。
議題(4) 警察本部における行政分類基準表の整備について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。 議題の(4)「警察本部における行政分類基準表の整備について」について、県警本部から説明をお願いします。
県警本部	資料4-1、資料4-2により説明。
渡邊会長	今の行政文書の分類表の整備について御質問があればよろしくお願いします。 この施行は来年の1月1日からですか。
県警本部	はい、そうです。
金子委員	資料4-2の39ページですが、機関誌(保存版)というのがありますけど、これは制度廃止に係る特定日以後30年保存したら廃棄するとなっています。保存版は廃棄なのでしょうか。
県警本部	機関誌については、各署からの照会とか、そういうふうなものがございますので、また、30年後にその時点で移管・廃棄を判断すればいいじゃないかというふうに考えております。個人で事件の検挙をした時の表彰は誰だとか、そういうような警察官の名前とか、事件の照会とかもございまして、その時点で判断させていただこうかと考えております。
金子委員	次に、56ページですが、広報県民の情報公開の開示請求受理簿等ですが、情報公開に係る請求というのが3年は短すぎるのではないかと思います。情報公開に関する申請はもう少し長いほうがいいのかと思います。天草市の場合は5年です。
県警本部	この保存期間は、知事部局等と合わせたものです。

金子委員	情報公開の開示請求があった時は、この件について教えてくださいという文書は3年位で廃棄になるのですか。
益田委員	請求書の受理簿でしょう。どこの誰々がこういった情報の開示を請求してきたかという受理簿、受付簿。別の形で保存してあるかということでしょうか。受理簿という形で保存していなくても、受理簿が問題になるのはどういう時でしょうか。3年保存される意味ですね。受理簿自体はよくわかりませんが、一覧表ですよ。日付や住所や氏名、どういう文書の開示を請求したのか。受理簿だから、その結果までは書いていないですよ。
清田委員	開示請求書がどこか他にあるのですかね。
益田委員	開示請求書はどこかにありますよ。ちゃんとした書面で結論を出しますから。問題は受理簿がどういう役割なのかですね。保存の価値があるのかは、どういうことで問題になるかで変わってきます。
金子委員	情報公開請求書も3年保管ですね。
益田委員	開示に係る受理簿、決定及び経緯。この決定は受理の決定ですよ。公開するかどうかの決定の書類ではないですね。あれは、かなり保存期間が長いはずですから。開示を認める、認めないとの諮問の結論については保存期間がかなり長いはずですよ。
金子委員	情報公開の場合も県警に直接に請求するのですか。
県警本部	はい、そうです。
益田委員	結局どういう性質の文書であるかについて考えるしかないです。長期間保存する必要がある文書かどうかで、3年は短いってことになるし、それほどでもないということであれば3年廃棄でもいいだろうと。そういうところで考えることになるのでしょね。
清田委員	請求手続きに重きをおいていないのかもしれないですね。流れ的にはその先にある文書が保存されるべきということなのですね。
金子委員	受理簿に過ぎなければいいのですが。

益田委員	万が一受理簿が何かの形で間違えていて、後で何か問題が出る可能性があるのかわかりませんか。問題になったことはないですね。受理したらその後の手続きに進みますからね。
清田委員	受理しないということが有り得るのですか。大体の場合は要件を満たしますよね。
益田委員	形式を満たしていれば受理するのです。
事務局	県の知事部局もやはり3年になっています。開示請求そのものが3年になっています。開示請求があって、開示後、そのものについては争いがないものですから、3年となっています。不服申し立てに関する文書というのが別にありまして、不服の場合のやり取りであったり、経緯であったりする資料については、別の項目で処理しております。
金子委員	県警の場合の不服申し立て書はどこに記載がありますか。
県警本部	資料4 - 2の22ページの中ほどの段で、12番になります。
金子委員	わかりました。
渡邊会長	議題の4は委員会として了承しました。これで進めてください。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>議題(5)公安委員会、警察本部の条例委任事項を定める規則等の制定について</p> </div>	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。 議題の(5)「公安委員会、警察本部の条例委任事項を定める規則等の制定」について、県警本部から説明をお願いします。
県警本部	資料5 - 1 ~ 資料5 - 6により説明。
渡邊会長	来年1月から公安委員会及び県警本部において、条例を施行するに当たって、前回は、その改正案が諮られたところです。 年内に各種規則・訓令を制定する必要がありましたが、12月5日に制定されたということです。前回指摘した「熊本県警察秘密文書取扱訓令第15条第3項」の「通報」も「通知」に修正されております。 委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。

渡邊会長	それではよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それではこれで施行してください。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 5px; display: inline-block;"> 議題(6)平成26年度点検実施状況に係る報告について </div>	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(6)「平成26年度点検実施状況に係る報告について」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料6により説明。
渡邊会長	報告事項で承りましたとなるが、何かありませんか。
清田委員	引き続き頑張ってください。
事務局	前回点検について、アンケートなのか点検なのかと指摘がありました。今回全ての所属について、確実に点検が行われるように徹底した。併せて「登録」の項目については、規定に基づいて行わなければならないので、後追いの精査をして登録について徹底させる。各所属の意識は高まってきている。
渡邊会長	以上、平成26年度点検実施状況に係る報告がありました。この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
委員一同	(特になし)
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f4a460; padding: 5px; display: inline-block;"> 議題(7)特定歴史公文書利用及び移管状況報告について 議題(8)県立図書館等との連携について </div>	
会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(7)「特定歴史公文書利用及び移管状況報告」と、議題の(8)「県立図書館等との連携」について、まとめて事務局から説明をお願いします。
事務局	資料7により議題(7)、資料8により議題(8)について説明。

渡邊会長	<p>以上、特定歴史公文書利用及び移管状況報告についてと県立図書館等との連携についての説明がありました。</p> <p>この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。</p>
渡邊会長	<p>この平成26年度利用件数2件というのは2人でしょうか。</p>
事務局	<p>2人です。</p>
渡邊会長	<p>天草アーカイブズの利用件数はどのくらいあるのでしょうか。</p>
金子委員	<p>年間50人件です。だいたい行政文書の利用者が週に1回か2回職員の利用が殆どですけれども、原課に「こんな資料は無いですか」と市民からのお尋ねに応じてアーカイブズに来ることがあります。</p> <p>研究者の利用が非常に多くなっている。県庁に問い合わせたら「天草の事は天草のアーカイブズに行けば、と言われてきました。」として尋ねられることもあります。</p>
渡邊会長	<p>それはキリシタン関係の資料ですか。</p>
金子委員	<p>それは、キリシタン館があるのでそちらです。最近の例では、昭和47年の大水害のことがありました。倉岳町とか上天草市の大水害です。旧家の図面ですね。いろいろです。そのようなことから、もう職員は大変です。私は思うのですが、窓口やホットラインを地下書庫の受付のところにお作りになったらどうかというのを提案しようと思ったのです。県庁に来て、何があるか知りたいけれど、どこに行ったらいいのか分からない。迷われるかなと。天草アーカイブズのように看板があればいいのですけれども、多分地下まで行って看板をご覧になる方はいない。インフォメーションにでも歴史的公文書のご案内はお申し付けくださいの看板を立てたらいかがですか。</p>
事務局	<p>今、県庁新館の1階に情報プラザがあります。その情報プラザを窓口として指定しております。また、ホームページと情報プラザに特定歴史公文書の目録を掲載して、開示請求のような形で申請をお願いしています。</p> <p>まだ公文書館的に常に全てを開示していないので、その都度相談いただきながら、個人情報が入っているので原課の意見を聴きながら開示、非開示をやっている。</p>
渡邊会長	<p>情報プラザにかなり情報を求めて来られているか。</p>
事務局	<p>まだない。ホームページに特定歴史公文書の目録1,461冊を掲載しているが、土地の買収令書等財産関係の書類が多い。歴史的なものに興味を持って来られるのであれば図書館の疎開文書の方がなじむ。そのようなことから、図書館、博物館とのMLA連携の話し合いを進めてきている。</p>

渡邊会長	MLA(エムエルエー)の他に読み方はありますか。
事務局	国立公文書館アーカイブズの本の中でそういう取り組みが進んでいると紹介されており、そういう動きは全国的にあるのだなと思ったところです。
<p>議題(9)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について ・教育委員会行政文書管理規程の一部改正について 	
渡邊会長	それでは、議題の(9)「その他」について、事務局からお願いします。
事務局 (新納)	資料9-1、資料9-2により「熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則」について、資料10-1、資料10-2により「教育委員会行政文書管理規程の一部改正」について説明。
渡邊会長	条例の一部の施行期日を定める規則の制定、教育委員会文書管理規程の改正、廃棄保留分の整理についてまとめて報告してもらいました。委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
渡邊会長	資料10-1ですけれども、高校の名前について、岱志、これは荒尾と南関が岱志となり、牛深と河浦が牛深高校となりました。苓明と苓洋が拓心となりましたが、拓心とはどういう意味ですか。
金子委員	私も知りませんが、心を開くでしょうか。牛深高校ではなくて天草南高校にすればいいのにと考えた。苓洋高校は海洋学科がある唯一の学校だからもう少し別の名前でもよかったのにと思いました。
渡邊会長	すでに施行されておりますが、その他の二つの報告が事後報告になりますがよろしいでしょうか。
委員一同	(特になし)
渡邊会長	本日の議題については全て終了したようですので、これ以降事務局にお任せします。

事務局	<p>了解いたしました。 平成26年度第3回の委員会は3月頃の開催を考えておりますが、日程調整させていただきますが、決まりましたらまた連絡したいと存じます。 これで本日の会議を全て終了とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
-----	--